

歴史的価値のある記録を原則公開の立場で利用者に提供する公文書館では、個人情報の取扱いをどのようにしているのでしょうか？個人情報保護制度との関連は？

いくら原則公開であっても個人の権利利益と原則公開の両方を視野に入れた運営を公文書館は行っています。今回はこの疑問に迫ってみたいと思います。

## 公文書館における個人情報の取扱い

まず、認識しておかなければならないことは、公文書館において学術研究用の資料として特別な管理がされているものは情報公開制度・個人情報保護制度から適用除外されている情報だということです。2つの制度との整合性を図りながら公文書館制度という別の制度の中で個人情報の取扱いルールを定めています。

情報公開条例と個人情報保護条例の両方の条例は、権利に基づく要求に応じて義務的に情報を開示するため、公開の基準がかなり厳格に定められています。公文書館にこの基準をそのまま適用すると100年・200年のスパンで資料を運用していく公文書館の閲覧制度は成り立たなくなってしまいます。そこで、いつまでその保護が必要なのかという時間的経過を勘案し、一定年限が経過したら公開できるよう時限的措置をとれるようにしているのが公文書館制度です。

### 板橋区公文書館の公開基準

公文書館で登録された資料	閲覧制限される情報	閲覧制限期間
原則公開	法令の規程で公開出来ない情報	非公開
	プライバシーの侵害の恐れのある情報	30年

以上のような大まかな取決めがあります。一般原則は30年です。ただし、思想・病歴・財産の状況など他人に知られたくない情報が記載されている公文書については、より長い非公開期間をおかなければ個人の権利利益の保護ができません。そのため、情報の内容によっては閲覧制限期間30年を延長又は短縮することができる旨を規則で定めています。

さらに、公文書館では、非公開の資料に対して利用者の不服申立の制度がありません。そのためどういった情報をいつまで非公開とするかという期限の具体的基準を作成しなければいけないと考えており検討を進めているところです。裏面あり・・・

閲覧制限期間を具体的に設定するという事は、諸外国では既に定着しています。例えば、アメリカでは、財産上の利害に関する情報 50 年・個人の医療情報 75 年・個人の人権を侵害する恐れのある情報 75 年…… 等々です。残念ながら日本の公文書館でこのルールを具体的に設定しているのは「京都府立総合資料館」だけです。（下表のとおり）

京都の例は、板橋区版を作成するための参考資料にして参ります。是非、職員の皆様からもご意見をお寄せいただければ幸いです。

< 参考 > 京都府立総合資料館 閲覧制限期間基準一覧

<参考> 京都府立総合資料館 閲覧制限期間基準一覧

区分	情報又は資料の具体例	閲覧制限期間	区分	情報又は資料の具体例	閲覧制限期間
基本的事項	戸籍に関する情報（戸籍謄本・戸籍抄本・戸籍訂正願等）	年100		精神の障害に関する情報	100
	国籍・人種・民族に関する情報	80		位勲・褒章・表彰等の功績、業績に関する情報	25
	身元実行調査・身上調査			寄付に関する情報	50
家族・財産に関する情報	履歴書（学歴・職歴）	50	公職追放令関連の情報		
	家族・親族に関する情報（養子縁組、里親・里子、相続、廃嫡届、家族の状況等） 婚姻に関する情報（離婚、入夫願、婚姻歴等）	80	戦時愛国的団体にに関する情報		
	公的扶助に関する情報（生活資金貸付状況等）		教職員適格審査に関する情報（調査票、判定書、適格確認書等）		
	財産・所得等に関する情報 （年収、預貯金額、債権・債務、資金融資・資金貸付、損失補償等） （不動産の所有状況：土地私下譲渡交換、土地売買、土地所有面積、小作慣行調査、地価、建物疎開・連合軍接収住宅・農地強制譲渡等） ※明治初期の所得に関する情報 （士族の所得：秩禄・公債・報償金・官俸渡方名簿／華士族の不動産：華士族拝領地願・官邸私下願・旧藩奉還売却調・華族建屋坪数扣・士族邸宅調）	50	小作調停・小作争議に関する情報		
納税に関する情報		犯罪歴・補導歴に関する情報（少年教護の調査等） ※道交法違反等軽微なものは50年 ※公判記録が公表されているものは除く	100		
内心・身体に関する情報	神官・住職の任免に関する情報（住職御免願・神官進退録等）	50	行政罰歴に関する情報	80	
	宗教法人の役職に関する情報（宗教創始者名・宗教法人代表者名、宗教法人役員名簿）	25	職員の採用・選考・任免等に関する情報（成績・内申書・推薦書・官員履歴・退職者履歴・任免等）	50	
	信仰に関する情報（寺院の檀家、神社の氏子信徒名簿等）	80	職歴、等級等の任免のみに関する情報（進退録等）	25	
	請願及び陳情等に関する情報（建白書・建言建議・陳願書、請願・陳情・意見書等）	25	職員の服務に関する情報（勤務評価、懲罰、処分等） ※出勤簿等軽微なものは除く	50	
	思想調査に関する情報（特高警察の調査、レッドパージに関する情報等）	80	各種の資格・免許の取得に関する情報	25	
	健康状況に関する情報（健康診断書・身体検査書・死亡届等）		審議会・委員会等の委員名簿／方面委員・民生委員等の名簿／統計調査等の調査員名簿		
	伝染病罹病に関する情報		各種団体の代表者・役員名簿／法人の代表者・役員名簿		
	予防接種に関する情報		各種行事の出席者名簿／審議会・委員会等の出席者名簿		
	身体の障害に関する情報（身体障害者手帳交付申請書等）		行政の許認可関係の情報		
	戦傷病者に関する情報（傷痍記章・傷痍証受領調、軍人傷痍記章受賞届等）		土木工事等の契約関係の情報		
		引揚げ者給付金等に関する情報	80		
		在日朝鮮人帰還者に関する情報			
		行政不服申立て制度等に基づく申立て等に関する情報（訴願等）	個別に判断		
		門地に関する情報（同和地区在住者名・出身者名等）	100		